

第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

令和2年12月25日

第2部 政策編

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

(107 ページ目)

イ 家族に関する法制の整備等

- ① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。【関係府省】
- ② 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に關し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。【法務省、関係府省】
- ③ 女性の再婚禁止に係る制度の在り方等について検討を進める。【法務省】

「夫婦別氏」問題に関する資料

—高市早苗衆議院議員(元総務大臣)配布物

(1)各都道府県議長（自民党）宛へのお願い文……………2～3頁
—「夫婦別氏」推進意見書の不採択について

(2)婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（高市案）…4～7頁

(3)通称使用法案及び選択的夫婦別氏に係る民法改正案
(法制審要綱・民主党案)比較対照表……………8頁

⑤既に殆どの専門資格（士業・師業）で婚姻前の氏の通称使用や資格証明書への併記が認められており、マイナンバーカード、パスポート、免許証、住民票、印鑑証明についても戸籍名と婚姻前の氏の併記が認められている。選択的夫婦別氏制度の導入は、家族の在り方に深く関わり、『戸籍法』『民法』の改正を要し、子への影響を心配する国民が多い。国民の意見が分かれる現状では、「夫婦親子同氏の戸籍制度を堅持」しつつ、「婚姻前の氏の通称使用を周知・拡大」していくことが現実的だと考える。

※参考：2017年内閣府世論調査（最新）

夫婦の名字が違うと、「子供にとって好ましくない影響があると思う」 = 62.6%

以上、貴議会の自由民主党所属議員の先生方にも私達の問題意識をお伝えいただき、慎重なご検討を賜れましたら、幸甚に存じます。

先生のご健康と益々のご活躍を祈念申し上げつつ、お願ひまで、失礼致します。

令和3年1月30日

衆議院議員（50音順）

青山 周平	安藤 裕	石川 昭政	上野 宏史	鬼木 誠
金子 恒之	神山 佐市	亀岡 健民	城内 実	黄川田 仁志
斎藤 洋明	櫻田 義孝	杉田 水脈	鈴木 淳司	高市 早苗
高木 啓	高島 修一	土井 亨	中村 裕之	長尾 敬
深澤 陽一	藤原 崇	古屋 圭司	穂坂 泰	星野 剛士
細田 健一	堀井 学	三谷 英弘	三ツ林 裕巳	宮澤 博行
築 和生	山本 拓			

参議院議員（50音順）

赤池 誠章	有村 治子	磯崎 仁彦	岩井 茂樹	上野 通子
衛藤 晃一	加田 裕之	片山 さつき	北村 経夫	島村 大
高橋 克法	堂故 茂	中西 哲	西田 昌司	丸川 珠代
森屋 宏	山田 宏	山谷 えり子		

●●●●先生

厳寒のみぎり、先生におかれましては、ご多用の日々をお過ごしのことと存じます。貴議会を代表されてのご活躍に敬意を表し、深く感謝申し上げます。

本日はお願いの段があり、取り急ぎ、自由民主党所属国会議員有志の連名にて、書状を差し上げることと致しました。

昨年来、一部の地方議会で、立憲民主党や共産党の議員の働き掛けにより『選択的夫婦別氏制度の実現を求める意見書』の採択が検討されている旨、仄聞しております。

先生におかれましては、貴議会において同様の意見書が採択されることのないよう、格別のご高配を賜りたく、お願ひ申し上げます。

私達は、下記の理由から、「選択的夫婦別氏制度」の創設には反対しております。

①戸籍上の「夫婦親子別氏」（ファミリー・ネームの喪失）を認めることによって、家族単位の社会制度の崩壊を招く可能性がある。

②これまで民法が守ってきた「子の氏の安定性」が損なわれる可能性がある。

※同氏夫婦の子は出生と同時に氏が決まるが、別氏夫婦の子は「両親が子の氏を取り合って、協議が調わない場合」「出生時に夫婦が別居状態で、協議ができない場合」など、戸籍法第49条に規定する14日以内の出生届提出ができないケースが想定される。

※民主党政権時に提出された議員立法案（民主党案・参法第20号）では、「子の氏は、出生時に父母の協議で決める」「協議が調わない時は、家庭裁判所が定める」「成年の別氏夫婦の子は、家庭裁判所の許可を得て氏を変更できる」旨が規定されていた。

③法改正により、「同氏夫婦」「別氏夫婦」「通称使用夫婦」の3種類の夫婦が出現することから、第三者は神経質にならざるを得ない。

※前年まで同氏だった夫婦が「経過措置」を利用して別氏になっている可能性があり、子が両親どちらの氏を名乗っているかも不明であり、企業や個人からの送付物宛名や冠婚葬祭時などに個別の確認が必要。

④夫婦別氏推進論者が「戸籍廃止論」を主張しているが、戸籍制度に立脚する多数の法律や年金・福祉・保険制度等について、見直しが必要となる。

※例えば、「遺産相続」「配偶者控除」「児童扶養手当（母子家庭）」「特別児童扶養手当（障害児童）」「母子寡婦福祉資金貸付（母子・寡婦）」の手続にも、公証力が明確である戸籍抄本・謄本が活用されている。

婚姻前の氏の通称使用に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、夫婦の氏が同一であることを維持しつつ婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、戸籍に婚姻前の氏を通称として記載又は記録する制度を設けるとともに、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は婚姻により氏を改めた者が婚姻前の氏を通称として称するために必要な措置を講ずる責務を有すること等について定め、もって婚姻により氏を改めた者が不利益を被ることの防止及び婚姻前の氏の通称使用についての社会全体における統一性の確保に資することを目的とする。

(戸籍法の一部改正)

第二条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「外」を「ほか」に、「左の」を「次の」に改め、第八号を第九号とし、第七号の次に次の

第七十四条の次に次の一条を加える。

一号を加える。

八 第七十四条の二の規定により婚姻前の氏を通称として称する旨の届出をした者については、その旨

第七十四条の次に次の一条を加える。

一

二

第七十四条の二 婚姻前の氏を通称として称しようとする者は、前条に規定する届書にその旨を付記して届け出なければならない。

(国、地方公共団体、事業者その他公私の団体の責務等)

第三条 国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は、法令の規定により氏名の記載又は記録を要する場合において、前条の規定による改正後の戸籍法第七十四条の二の規定による届出（附則第二条第一項の規定による届出を含む。次項において「通称使用の届出」という。）をした者については、婚姻前の氏を併記する方法により婚姻前の氏を通称として称することができるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる責務を有する。

2 前項に規定する場合のほか、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は、通称使用の届出をした者が、職業生活その他の社会生活の幅広い分野における活動において、婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、前項に規定する措置との整合性に配慮しつつ、当該活動の内容、性質等を踏まえ、必要かつ相当と認められる措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に婚姻により氏を改めた者であつて婚姻前の氏を通称として称しようとするものは、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から一年以内に、戸籍法の届出に関する規定に準じて法務省令で定めるところにより、婚姻前の氏を通称として称する旨を届け出なければならぬ。

- 2 前項の規定による届出をした者に係る第二条の規定による改正後の戸籍法第十三条の規定の適用については、同条第八号中「第七十四条の二」とあるのは、「婚姻前の氏の通称使用に関する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第一項」とする。

三

理由

夫婦の氏が同一であることを維持しつつ婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、戸籍に婚姻前の氏を通称として記載又は記録する制度を設けるとともに、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は婚姻により氏を改めた者が婚姻前の氏を通称として称するために必要な措置を講ずる責務を有すること等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○通称使用法案及び選択的夫婦別氏に係る民法改正案（法制審要綱・民主党案）比較対照表

*※ 下線部は法制審要綱と民主党案との相違点

		民法の一部を改正する法律案要綱（法制審案） (平成8年2月26日法制審議会総会決定)	民法の一部を改正する法律案（民主党案・参考） 〔第171回国会参議院第20号(平成22年) 提出者：千葉景子君外9名 提出会派：民主党・新緑風会・国民新・日本／ 日本共産党／社会民主党・護憲連合〕
夫婦の氏	婚姻前の氏の通称使用に関する法律案 【現行民法と同じ】	夫婦は、婚姻の際に定めることに従い、夫又は妻の氏を称す 【現行民法と同じ】	夫婦は、婚姻の際に定めることに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する
夫婦の嫡出子の氏	夫婦の氏を通称として称しようとする者は、婚姻届にその旨を付記して届け出なければならない 嫡出である子は、父母の氏を称する 【現行民法と同じ】	別氏夫婦の子は、婚姻の際に子が称する氏として定めた父又は母の氏を称する ⇒子の氏は兄弟姉妹間で父又は母の氏に統一	①別氏夫婦の子は、その出生の際に父母の協議で定める父又は母の氏を称する ⇒子の氏は兄弟姉妹間で異なってもよい ②(1)の協議が調わないときは、家庭裁判所が、父又は母の氏を子が称する氏として定める
養子の氏	養子は、養親の氏を称する 【現行民法と同じ】	別氏夫婦の養子は、養親が婚姻の際に子が称する氏として定めた父又は母の氏(※)を称する	別氏夫婦の養子は、 ①15歳未満であるときは、養親の協議で定める養親のいすれかの氏(※)、 ②15歳以上であるときは、養親と養子の協議で定める養親のいすれかの氏(※)、 を称する ※配偶者の嫡出子を養子にする場合は、養親又は配偶者の氏
子の氏の変更	子が父又は母と氏を異にすることにより届け出ることによって、その父又は母の氏を得て、戸籍法の定めその父又は母の氏を称することができる 【現行民法と同じ】	・別氏夫婦の子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めることにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる ・ただし、子が未成年者であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これをすることができる	・別氏夫婦の子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めることにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる ・ただし、子が未成年者であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これをすることができる
その他	① 国、地方公共団体、事業者その他の公私団体は、法令により氏名の記載又は記録を要する場合において、通称使用の届出をした者について、婚姻前の氏を併記する方法により婚姻前の氏を通称として称することができるよう、必要な法制度上の措置その他の措置を講ずる責務を有する。 ② 国、地方公共団体、事業者その他の公私団体は、通称使用の届出をした者が、職業生活その他の社会生活の幅広い分野における活動において、婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、①の措置との整合性に配慮しつつ、当該活動の内容、性質等を踏まえ、必要かつ相当と認められる措置を講ずるよう努めるものとする。	① 改正法の施行前に婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から1年以内に届け出ることによって、婚姻前の氏に復すことができる ②(1)により夫又は母が婚姻前の氏に復した場合には、婚姻の際夫婦が称する氏として定めた氏を子が称する氏とみなす	①改正法の施行前に婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から2年以内に届け出ることによって、婚姻前の氏に復すことができる ②(1)により父又は母が婚姻前の氏に復した場合には、子は、父母の婚姻中に限り、父又は母が(1)の届出をした日から3月以内に届け出ることができる
経過措置			